

## 入所申込者および家族の方へのお願い（要保管）

1. せせらぎ苑は要介護者の生活施設です。したがって、気管切開、人工透析、IVH等ケアの中で医療的管理の必要度の高い方に関しては、入所の申込みをお断りしています。  
待機中にそのような状態になられましても、同様に入所をお断りしています。ご了承ください。  
また、経管栄養、胃ろうの造設、間欠導尿、在宅酸素等の医療的管理の必要な方に関しても、その度合い、頻度によってお断りする場合があります。
2. 食事制限の必要な方も、ご希望に添えない場合があります。個別に相談させていただきます。
3. 入所申込みについては、直接申込みに来ていただくことを原則としております。  
事情により、来苑できない場合はご相談ください。
4. 入所申込み後、介護者の状況や本人の状況などに変更が生じた場合、および要介護認定を更新した場合には、変更届け書を提出する必要があります。  
ただし、要介護認定の更新時の変更届けの場合、要介護その他申込書に記入した事項に変更がない場合は、更新後の介護保険被保険者証の写しの提出をもって変更届けに変えることができます。これらの提出がない場合は、辞退されたものとみなします。
5. 平成27年4月の介護保険法の改正により、原則要介護3以上の方からの申込みとなります。要介護1、2の方に関しましては、特例として一定の条件を満たされた方からのみの申込みとなります。その際、『特例入所申込理由書』に記入していただくこととなりますので、要介護1、2、もしくは申込み後、要介護1、2になられた方は、ご相談ください。
6. 平成27年4月の介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降に入所された方に関しましては、入所後の要介護認定の更新の際、要介護1、2の判定が出た場合、退所していただく場合がありますので、ご了承ください。
7. 申込順位の上位の方に対し入所判定会議に挙がる際、改めてご本人の状況等確認の連絡をさせていただきます。その時点で入所の意思がなく、保留された場合は保留扱いとして整理をさせていただきます。一旦保留扱いとなった方は、ご家族およびご関係者の方から連絡をいただくまで入所判定会議の対象とはなりません。  
保留扱い状態であっても、介護保険被保険者証の更新は必要です。また、再入所意思が確定した場合には、ご連絡をいただければ通常扱いに戻させていただきます。

【お問い合わせ】

特別養護老人ホーム せせらぎ苑

電話：0748-86-1020

担当：西川・曾和